

第6回 生活基盤TF議事概要

日 時 : 平成20年8月22日(金) 10:45~12:45

会 場 : 永田町合同庁舎2階 207会議室

議 題 : 有識者からのヒアリング及び意見交換

貸金業法等の改正による効果・影響、および今後の課題について

出席者 : ○規制改革会議

福井委員

参考人 堂下 浩 氏 (東京情報大学 総合情報学部 准教授)

○日本金融新聞株式会社

代表取締役編集長 岸 紀子 氏

○株式会社時事通信出版局

出版事業部 川島 直子 氏

○有限会社富士信

代表取締役 石井 恒男 氏 (全国貸金業協会連合会元会長)

議 事 :

(岸氏、川島氏入室)

○福井委員 それでは、本日は貸金業法等の改正の影響につきまして、日本金融新聞岸様、時事通信出版局川島様から、それぞれ御説明をいただき、質疑応答をさせていただければと存じます。

では、お一方につき、できれば15分ぐらいで続けて御説明いただきまして、その後、まとめて質疑とさせていただければと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○岸氏 それでは、よろしく願いいたします。岸です。

本日は、説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。時間が短いので、早速入らせていただきますが、私の方で用意させていただいた資料を一応御説明させていただきます。

1つは、本が1冊ございます。『貸金業の真実』という本です。

それから、こちらは『リテールファイナンス・ビジネスの研究』という、実際、本はこちらなんですけれども、こちらの中から私が書いた第1章の部分のコピーを持ってまいりました。

それと、同じくA4で、うちの新聞のコピーなんですけれども「進む信用収縮」という中で、その連載の中からピックアップしたものが3枚ございます。

同じくA4で、1枚なんですけれども、こちらは金融庁が公開しています業務報告書に基づく資料の中から作成したものであります。

それと、B4の2枚つづりがございます。こちらは、1枚目の方は、全情連が出している無担保無保証借入の件数ごとの残高の傾向についてということで、一部は金融庁の方でも報告されていますけれども、それに全情連に対して当社で取材したものを加えて作成したものです。

2枚目の方は、当社で毎年調べております、消費者金融会社の貸付金残高ランキングというもの

の 2008 年 3 月末版。それから、業歴の長い貸金業者がどのような減少の傾向をしているかということで、これもうちで金融庁の資料を使いまして作成したグラフが載っております。

以上が、私の方で用意した資料です。

こちらの本とこちらの本のコピーの方は、そもそもこの本自体が 2006 年、ちょうど法改正議論が行われていたときに刊行したものでして、その当時に、やはり利用者の実態というのを全く見ないで議論が行われているという懸念がございましたので、それに向けて、客観的な資料ということでまとめたものです。どちらかということ、貸金業界はこれまでどういう変遷をしてきて、その中で何が問題だったかというような歴史的な問題ということ。それから、このビジネスをどう見るべきかという、そういう視点でまとめた本です。

これが 2006 年なんですけれども、その後のこの『リテールファイナンス・ビジネスの研究』という方は、実際に貸金業法改正がなったということで、実際に法改正がどのような理由で行われたのかということについて、幾つかの視点から書きつづったものであります。こちらの方は、特に今日、説明に使うというものではないんですけれども、法改正の背景として、どういうことがあったかというのを、今日の時間の中ではなかなか説明できないものですから、お時間がありましたら、御参考にしていただきたいと思います。

現状、法改正が行われてどういうことが起きているかということについては、この辺はよく御承知おきだと思いますけれども、貸付残高が下がっていて、市場そのものは縮小傾向にあるということ。その廃業淘汰が、淘汰というより廃業ですね。自主的な廃業。それから、幾つかの会社が民事再生手続を申請したということのように、やはり極めて経営環境的にも厳しくなっているし、それが実際、市場の縮小につながっているというのは実態です。

この B 4 の 2 枚目の方のランキングなんですけれども、これはランキングのくせに順番が結構間違ったところがあるんです。例えば残高で見ていただければわかるんですが、ニコスさんはアイフルより多いのでアイフルの当然上ですし、ジャックスさんはオリックスクレジットより上になければいけない。ポケットカードはアットローンの上になければいけないということで、あくまでもこれは残高の方が正しいということで見てくださいなんです。

このランキングの前年比の減少率を見ていただければ、おわかりになると思うんですけれども、よく大手さんの場合は、上場しているという関係もありまして、この減少率というのはよく出てくる、開示されている数字なんですけれども、それ以外のところというのも非常に減少傾向がある。中堅に関して言いますと、その減少の幅というのは、まさに 3 割、4 割というような減少をしている傾向が見られると思います。

それから、これはクレジットカード会社も合わせて載っているわけなんですけれども、これはクレジットカード会社が提供している消費者金融商品の残高です。これを見ても、増やしているところもあるんですけれども、実は、ニコスさんなどはやはり企業合併ということがございまして、その影響で増えているということなどがあります。なので、これだけで増えていると一概に言えるのかということはあるんですけれども、クレジットカード会社においても、やはり全体的な傾向としては、かなりの残高減少を見せているということはおわかりになっていただけるのではないかと思います。

す。

それと、2枚目の方の「(8)～(9)への更新状況」というこのグラフなんですけれども、よく金融庁で説明されていることとして、貸金業者というのは、1983年に貸金業規制法が施行されて以来、ずっとその減少傾向を続けてきていて、急激にこれだけで減少したということではないんだというような説明のされ方をしたり、あるいは登録回数ごとで言うと、(1)という、登録したばかりのところやはり減少率が高いのであって、長年、業をやっていたところが困って廃業しているという傾向が、それほど目立つとは言えないというような説明のされ方をします。

しかし、実は、これを更新時期ということで、更新時期にどういう態度をとったかということだけで見ると、やはり(8)から(9)という最も業歴の長いところというのは、去年の11月から更新タイミングがあります。これが、今年11月までの1年間の中で、最初の規制法施行当時の登録業者というのは更新タイミングを迎えるんですけれども、その更新のタイミングでやめる人というのが非常に多い。一番最初は11月15日ぐらいから始まるんですけれども、この傾向を見ますと、毎月4割～5割の業者さんは、この更新タイミングでもって廃業を選択しているということになっておりまして、まさにどんどん減少しているというような状況があります。

これを、今度、全情連の状況ということで1枚戻してもらいまして、全情連が出している「無担保無保証借入の残高があるものの借入件数毎登録状況」ということです。これはその前に、よく法改正議論当時は、多重債務者が230万人だという数字に使われたものの、その後のもっと精査された世界の話です。そもそも230万人というのは、自民党に議論が移ったときに、2年前の6月の、これが現物なんですけれども、これはちょっとお出しできないのでお見せするだけなんですけれども、これに基づいて、この230万人というのが出されたんです。これがもともとのものなんですけれども、非常に問題があったのが、カードローンなどで包括契約をして、カードを持って1回は借入れをしたけれども、その後完済して、でも解約はしていないという形で、残高がゼロのものもすべて1件として数えたためにふくれ上がったという数字で非常に問題があったというものです。

全情連さんとしては、これを出す際に、まさか多重債務が230万人というところをピックアップされて使われるとは思っていなかったということがあって、むしろ、ここの真ん中のグラフなんですけれども、ゼロ件～4件までの人だけで8割以上を占めている。だから、その8割以上を占める4件以下の人たちのことを見てもらいたいという意味で、これは出したんですが、実際は、それを15%ぐらいしか占めない5件以上というところだけで議論をされたという経緯があります。

これを、残高がないにもかかわらず件数になったということも全部除きまして、作り直したのがこちらの表になるんですけれども、これを見る限りでは、5件以上の借入れというのがどんどん減少しているということがあります。これもまた多重債務議連とか、多重債務者の懇談会、有識者懇談会とか、そういうところで72万人も減って、大変結構だみたいな使われ方をします。しかし、これも本当にその72万人はどこにいったんだという問題がありまして、これについて、全情連としては、今、ちょうど1週間後の、来週の29日に全情連さんが出す会報があるんですが、そちらの方で、実は詳細に分析したデータが出ます。私の方では、その中から、事前なん

ですけれども、若干拝借してまとめさせてもらったものであります。

借入件数の減少についてなんですが、真ん中の枠の中を見ていただきますと、例えば同じ6件の借入れがあるという3人の人がいたときに、これがどうして、何の要因で減少したのかというときに、自力返済したというのが1件ありますということは当然考えられるわけです。それ以外に、このように業者が非常に廃業しているということで、全情連を退会したために、そのデータベースからなくなってしまったということがあるわけです。これが退会によって減少する件数として出てくる。

それと、もう一つは、債権譲渡というのがあります。特に全情連の非会員の中でも、サービサーというのは全く個人情報情報機関に加盟する資格を持っていないので、サービサーに債権譲渡をされてしまうと、全く情報が消失してしまう。そういうことで、極端なんですけれども、一番右の例で言いますと、退会による減少が2件で、債権譲渡による減少が3件あれば、6件の人が1件になってしまうというようなことで、果たして、これは多重債務が減少というような、非常に単純な見方ができるのかという問題があります。

実際に、では、それがどういう数字になっているかというので、もう一回、2枚目の左上の表です。これは、まさにこの1年間でどういう動きがあったか。2007年3月末に残高あり件数。これは人数ではなくて件数で見ているんですけれども、件数で2,883万件あったものが、2008年3月末で2,537万件に減少しました。

では、その1年間の間にどういう動きがありましたかということなんですけれども、新規借入が323万件で、これは増加要因となります。減少要因として、返済による完済及び残高がゼロになった。これは、だから解約ではなくてカードローンの1つ、残高がゼロになったということなんですけれども、これも注意していただきたいのは、新規借入というのは初めて契約をしましたというものもありますが、包括契約が多いので借入と返済を繰り返すその借入についても新規借入の一件に数えられることとなります。

この残高あり件数の減少要因の線から下のものなんですけれども、債務者が債務整理をしたことによって件数が減ったというのが130万件あります。内訳としては、法的整理、債務整理、過払返還ということになります。その下の、これは会員自体の退会とか債権譲渡したとかという理由によって、データベースから削除された件数というのが141万件あるということで、その中でも退会によるものは62万件にも達しているということです。

これだけの廃業によって情報が消失しているという実態がありながら、では、総量規制の実効性はどうなるのかという話につながってくる問題になろうかと思えます。

ですから、業者の方というのは、今のところ、まだ登録している人というののもいることはいるんですけれども、では、実際に商売をしているかということと言うと、商売になっていないという人が非常に圧倒的多数であります。中堅以下の業者に関して言えば、貸付けを行うための原資であります資金調達が出来ていないということが実態としてあります。ですから、このランキングの中で中堅以下になっているところが、なぜ、こんなに残高を落としているかという要因には、勿論、与信を厳格化しているということもあるんですけれども、実際には、もう貸すお金がないというこ

との方が大きな要因になっている。これらの業者に貸している金融機関からすれば、いわゆる過払返還リスクが見えないこの環境の中であって、やはりリスクのある融資はできない。これはこれで当然の態度ということになってしまいうんですけれども、そういうことで、全く融資ができないということが実態として出てきています。

この表で注目していただきたいのは、延滞情報があるという件数が増加しているということ、どう見るのかということなんです。延滞情報あり件数というのは、全情連の場合は、元金も金利も1円も払えない人に対して延滞情報というのは付くわけです。だから、1円も払えない人が、まさに増えているということ。それから、5件以上借入れのある人に対しては全く融資が行われていないということが、やはり利用者を追い込んでいるのではないかということがあります。

それから、こちらのうちの記事のピックアップなんです、これは実際に悪質な業者とか、そういうものが締め出されるならいいんですけれども、そうではなくて、非常に良質な、良心的なものが、実はこの法改正によって、どんどん締め出されているという実態のレポートです。例えば商店街系の信販会社というものは、利益はすべて町の振興のために全部還元してきたということがあって、ほとんど利益が積み上がるような経営状態にもともとなっていないわけです。ですから、そういう状況の中でこの法改正をしたことによって、彼らは全く財産的要件すらクリアできないのではないかということの中で、こういうところが撤退していくというような実態があちこちで出てきているということが、非常に問題になってきております。

もう一枚の、これは金利の問題としてちょっと挙げさせていただこうと思ってつくったんですけれども、上の表は金融庁自体が公開しているものです。事業者向け貸金業者が金利別でどのような残高を持っているかということで、これを見ますと、4%以下というところで、83%もの残高を占めているということなんです。では、それ以外の金利の高いところは無視していいのかということ、と言うと、実は、件数で見ればわかりますけれども、件数で見たときには、金利10%以上で82%、金利20%以上でも36.3%のシェアを占めている。しかも、ここは非常に単価的に少額貸付だということが見てとれると思いますけれども、まさにここが小規模事業者向けの小さい小口のつなぎ資金になっている。ここを完全にシャットアウトすれば、当然、中小企業の倒産が増えるのも当たり前という話になるということでもあります。

そして、その下のグラフなんですけれども、金利のフタコブラクダがあって、これを是正するんだというような話がたまにあります。実は、これはちゃんと分けて見ればわかることなんですけれども、この2%、4%というところの大きな山というのは、先ほどの事業者向けのところにありまして、これはまさに単価2億以上という非常に大きな貸付けのところにあります。その次の20%以上の山というのは消費者向けの方にあるということで、これを1匹のフタコブラクダとしているのは、実は2匹のヒトコブラクダでした、という話です。、市場というのはそれぞれの特性できちんと分けて考えていただきたいという思うわけでもあります。

そういうわけで、大変駆け足でしたが、私の方での説明を終わらせていただきます。

○福井委員 では、続けて、川島さんお願いします。

○川島氏 時事通信出版局の川島と申します。今日はこういう機会をいただきまして、どうもあり

がとうございます。

私の方で御用意させていただいている資料は、今日、お話しさせていただきたいことのレジュメ、それからその関係資料として、今回、沖縄のオークスが破綻をしまして、それを取材した、これはまだ途中のものですが、その記事。

それから、私が携わっております媒体『クレジットエイジ』という日本消費者金融協会を出している雑誌の別冊と最新号をお持ちさせていただいています。

では、早速、御説明させていただきます。『クレジットエイジ』もここ2、3年は貸金業法が大きなテーマになっておりますが、この改正貸金業法について、これまでに、様々な有識者の方々、政治家の方々、行政に関わるの方々等にインタビューをさせていただいています。今日はその取材を通じて感じたことをお話しさせていただきたいと思います。

まず、そもそも今回の法改正のベースがつけられた貸金業制度に関する懇談会ですが、ここで本当に正しく議論が尽くされていたのかどうかというと、結論から申し上げますと、客観的に見れば、そうではなかったと私は思います。

当初の目的というのは、もともとは貸金業界の健全な育成。そのために何をなすべきか。時代に即した法の見直しとか、利用者の利便性をどう訴求していくか。そういうことが、そもそもの目的であったと聞いております。その中の1つに、負の問題であります多重債務問題があつて、それに対しては、業界をはじめ、行政等がどうセーフティーネットを構築していくかが、ひとつの検討事項として議論されていきました。多重債務問題は、全体の中の1つの論点にすぎなかったはずですが、途中から多重債務問題が大きな主課題、目的になりまして、そのためにどうするかという議論に変わっていきました。これは、後藤田政務官が途中から参加したことで、それが色濃くなったと言われていますけれども、そういう印象は確かに否めないなという気はしています。その辺りから、多重債務問題の解決策として、グレーゾーン金利の撤廃、金利規制、総量規制が叫ばれるようになった。ある意味、ちょっと誘導されていたのかなという印象はありました。

というのも、懇談会の座長をされていた吉野教授は、2006年5月に中間報告を出されていますが、その直後に『クレジットエイジ』でも吉野教授にインタビューをさせていただきました。そこで、吉野教授は、金利問題ばかりを取り上げて貸金業市場全体を見て議論しないと、市場にさまざまなゆがみが生じてしまうということを指摘されています。

特に懇談会の議論の中で欠けていたのが、健全な借り手がどうなのかということで、吉野教授は取材の中でも、そういった人達にとっての貸金業者の存在というのは、非常に大きいということを認めておられました。例えば銀行から借入れができない、いわゆる新規起業家の方々。こういう方々は、貸金業者から借りることができたことで、起業でき、そこから利益を上げていって、それはひいては日本の経済のためにもなっている。そういう健全な借り手のことを、やはり念頭に置かなければいけないということをはっきりおっしゃられていました。しかし、懇談会の中では、吉野先生も指摘されていましたが、健全な借り手の実態は余り大きく取り上げられることはなかったように思います。

それから、吉野先生は、こういう総量規制、金利規制をすることで、借りたくとも借りられない

人たちが出てきてしまう。そういう人たちをどうするかということが大きな問題だということをおっしゃられていました。その受け皿を用意しないままでは、そういう人たちはやみ金に行ってしまうことになるから、これも大いに議論しなければいけないということを『クレジットエイジ』の取材ではおっしゃられていました。ただ、当の懇談会ではそういったことは余り大きな問題にはならなかったということで、ある意味、それはどうしてなのかなという思いはあります。

そもそも懇談会の委員の方々ですが、委員とオブザーバーという立場の方がいらっしゃって、その違いというのも余りよくわかりませんでした。後半の懇談会では、オブザーバーの発言を遮るようなシーンがあったりしました。貸金業界の方々ほとんどがオブザーバーの立場で参加されていたので、後半は業者の発言はかなり制限されていました。そういう意味では、委員の中に貸金業者の方を入れるべきであったと思います。

それから、やはり先ほどから申し上げているように、欠けていたと思うのは、健全な借り手の方々の実態の検証です。懇談会では、一部の、残念ながら破綻してしまった人を代表する方々は参加されていましたが、そういう方々の声ばかりが大きくなってしまったことで、健全な議論にはなり得ていなかったような印象を持っています。

その後、自民党に議論が移ったわけですが、当時の金融担当大臣の山本有二議員に、2008年4月号で取材をする機会がありました。改正法が成立して、随分たってからになりますが、当時の法改正をどのように受け止めていらっしゃるかと質問をしたところ、率直に言えば、あの当時、社会がもはや反対側の弁明を許さない、ある種、異常な雰囲気になってしまったため、冷静な議論がほとんどできなかった。当時のマスコミの取り上げ方も非常に偏っていた。そういう状況下では、不本意ではあるが、今回の結論はやむを得なかったと言えるでしょうと、「不本意であったけれども」というような言葉を使っておっしゃられているのです。山本議員は、本来、多重債務問題の根本的な解決策は、カウンセリング制度の構築にあるということをおっしゃっているのですが、とにかく、当時のマスコミの論調も偏っていて、経済的な視点で意見を言った人は、業界寄りだと批判され、たたかれてしまった。それでやむを得ず、こういう結果になってしまったのだということ、当時の大臣がおっしゃられているのです。

それから、自民党の中で検討されていきました貸金業制度に関する小委員会の委員長増原議員にも、後ほど、取材をしているのですが、増原議員も同じようなことをおっしゃってまして、マスコミの白馬の騎士的な社会問題だけにスポットを当てた記事には悩まされた。当時、そういう風潮の中で、金子調査会長が、はっきりと新聞記者の前でこう言ったとおっしゃっている。「今のような異常な状況の中ではまともな議論はできないのでやめます。だから、見直し規定を入れたのだ。」と。そういうふうに、この増原議員がおっしゃられているわけなんです。彼は、「私も本来は自由金利論者です」とそこまでおっしゃられています。すなわち、今後、理性的な状況の下できちんと議論をすべき問題はまだ残っている。これは間違いのないことだということをおっしゃられていて、見直し規定を入れた意味というのはそこにあるということ、この取材でははっきりおっしゃられているんです。

誤解のないように申し上げますが『クレジットエイジ』の取材の記事というのは、こちらで取材

をして書いた後に、必ず御本人の確認をとっていますので、これは勝手にこちらで捏造したような記事では決してありません。御本人の承知の上での内容になりますので、こういうことを増原議員がおっしゃられているということは、そういう意味でも、当時の議論は、やはり多少なりとも問題があったのではないかという印象を私は持っております。

それから、これはよく言われることで、今回の多重債務問題というのは、だれもが解決しなければいけないと認めることなのですが、ならばその「目的」に対する「手段」が正しいのかどうか、ここが問題なのだと思うのですが、多重債務問題という社会問題を経済規制で解決しようとしたことに問題があるのではないかと。これは、今月号で多くのアナリスト、エコノミストの方にも取材していますが、やはり経済の専門家はそうおっしゃられていますし、憲法学者の小林節教授も同じことをおっしゃられています。そもそも目的を解決するためには、なぜ、それが起きたのかという要因を必ず分析、究明しなければならないのに、それが欠けていた。だから、こういう乱暴な手段になってしまったのではないかと思います。

ただ、当時の金融庁の信用制度参事官であった大森さんは、借り手のリテラシーが望めない。だから、貸し手を規制して、貧乏人は借りられないようにしたのだということをおっしゃっています。そういう意味で言えば、その目的に対しての、金融庁が求めていた通りの結果を導いた手段であったとも言えるとも思います。当時、経済にどう影響が出るかということは考えていない。とにかく多重債務になるような人が出ないように、貸せないようにしたのだということをおっしゃっていましたので、そういう意味での目的は達せられているのだなどは感じます。でも、本当にそれでいいのかどうかというのは、また、別の議論ではないかと感じます。

それから、今回、法改正が行われて、その影響については、既に貸金業者各社が前倒しで法対応に取り組んでいますので、その経済的な影響が既に出ているように思います。特に、中小・零細企業への影響。これはよく、29%の金利で借りて事業が成り立つわけがないということをおっしゃる方もいますけれども、それは事業者の資金繰りを理解していないということが、『クレジットエイジ』での取材でも明らかです。

中小企業の資金繰り等のコンサルをやっている会社の社長の方にも取材をしましたが、その方がとにかく、今、中小企業は資金等調達の苦難の時代に入った。そこまでおっしゃられています。そもそもそういう中小・零細企業の方々というのは、貸金業者からは「つなぎ」で借りている。数ヵ月後には入金があるけれども、今、資金が足りない。入金までのつなぎ資金として資金が必要で、今、借りられないことには、もう事業が成り立たない。だから、金利は多少高くても、それはいい。それを1年も2年も借りるわけではないから、すぐ借りられる方がいいんだということを切に言っているということ、取材したその方はおっしゃっていました。

特に、その傾向が顕著なのが、いわゆる商店です。鮮魚、お寿司屋さんとか、生鮮ものを仕入れて商売をしている方というのは、鮮魚の仲買の仕入れは現金払いであるために、貸金業者から借りられなくなってしまうことでは、もう事業、事業というか商売が成り立たない。事業というほどの規模ではない、商店への影響が大きいそうです。そのため、今、特にお寿司屋さんの廃業が増えているということをおっしゃっていました。

それから、その影響ということで言いますと、今日、資料でお付けしています沖縄のオークス。沖縄で、信用力もシェアもトップ、33%というシェアを持っている信販会社です。そこが先日、民事再生法適用の申請をしたわけですが、これもすごく理不尽な話で、オークスそのものの本業の業績は上がっていたわけですが、ところが、今回の総量規制とか過払いといったものの引当金を計上したことで債務超過になり、今回、こういう結果を生んでしまった。結局、企業は努力して業績を上げていたにもかかわらず、国が決めた法律でこういうことになってしまった。

そうなったことで、誰が困るかと言いますと、やはり沖縄の県民の方々なのです。沖縄県民の方々にとっては、カードと言えば、このオークスのカードというのがメジャーになっていて浸透していたということですが、それが使えなくなってしまうということで、特に中古車業界への影響が懸念されます。というのも、沖縄の人にとっては、やはり車というのは生活必需品です。ただ、沖縄県民というのは県民所得が一番低い県ですので、余り懐事情がよくない、豊かではないということで、車を買うにしても中古車になってしまう。ただ、その中古車を買う場合に、やはりカードが使えるから買っていたということもあったようです。でも、そのカードが使えなくなってしまうということは、現金で買うしかない。けれども、豊かでない沖縄県民は現金では買えない。だから車が買えない。売る方も、そういうことであれば、ニーズはあるけれども売ることができないということで、地元のおきぎん経済研究所の方がざっと試算したところ、月 20 億円規模の消費マインドを奪うことになると言っていました。

では、オークスがダメなら、ほかの J C Bとか、そういう全国レベルのカードを使えばいいのではないかという意見もありますが、そうは簡単にいかないらしいんです。というのも、もともと J C Bとか V I S Aというところは、加盟店への審査も厳しいため、沖縄の販売店の信用力からすると、簡単に加盟店にはなり得ない。もし、仮になれたとしても、今度はお客さんがはじかれてしまう可能性がある。というのも、本土に本社がある大手ですと、審査基準というのは全国一律の基準になっているため、所得の低い沖縄県民は審査が通らない。オークスがなぜここまで地元沖縄で成長できたかというのと、その審査基準が、沖縄基準であったということにあるのです。だから、所得の低いリスクの高い人も借りられていた、カードが使えていたということなんです。ところが、それができなくなってしまうということで、なかなかその代わりがきかない。そういう重要な役割を持っていた地方の信販会社がつぶれてしまったことは、沖縄経済に甚大な被害が及ぶだろうということを懸念しています。

ショッピングに関しましては、やはり年 20 億円規模。これは、沖縄の百貨店が 2 つ。三越と、もう一つありますが、その 2 つの百貨店が 1 か月間営業停止になったと同様の規模の被害があるということをおっしゃっていました。今回の法改正というのはこうした、特に地方経済、経済の地盤の脆弱な地方都市から徐々に表れていくのではないかという懸念があります。

それから、今回の法改正について、最高裁判決が出たから仕方がないということをよく聞きますが、それに関しましては、実際に判決を出した滝井判事などにも取材をしていますが、判事は本当に自分の仕事を淡々とやっただけだということをおっしゃっていて、憲法学者の小林教授などは、そもそも今回は、1 つのある案件に対する判決が出たまでで、日本は判例国家ではないのだから、

それを条件の異なる全部の案件に適用させるというのはおかしいのではないかということをおっしゃられます。また、滝井判事が根拠としている、任意性の解釈には反論の余地があるだろう。それから、滝井元判事は、例外法である 43 条を認めていないのですが、その例外法は、原則法に優先するはずだから、その解釈にはやはり議論の余地があるだろうということをおっしゃっています。

それから、多重債務者問題の解決に向けてということであれば、やはり根本的な問題は、これはだれしも有識者の方は言っていますが、経済的な規制で解決できるものではない。やはり相談者そのものの心の問題だということは、実際に相談現場で相談をされている方にも取材していますが、その方もそうおっしゃられています。それに、そもそもお金に窮しているその原因が何なのかという、そこから突き詰めていかないと根本的な解決にはならないと思います。収入が閉ざされてしまって返済できなくなってしまったのであれば、その閉ざされた原因は何なのか。そこから解決していかないと、根本的な解決にはならないはずで。

カウンセリングは重要だとよく言われますが、それに関しても、よく業者側がやるカウンセリングは信用できないということをおっしゃる方がいます。しかし、そもそも物を買ったときにも、何かあった場合に、まずメーカーのサービス窓口があって、そこに相談に行って対応してもらってという手順があります。やはり金融にしても、同様に返せなくなる状況ができてしまった場合は、まずはその借りた窓口で相談できるような、そういう仕組みを社会全体でつくっていくべきではないのかと、私は感じています。

以上、私の方から取材を通して感じたことをお話しさせていただきました。

○福井委員 ありがとうございます。

それでは、質疑応答とさせていただきます。

○堂下参考人 幾つか、まず岸さんの方から確認させていただきます。提示された「多重債務者が減った」という金融庁の発表に対する反論の資料ですが、単位は万人で、これは 72 万 5,000 人ですね。

○岸氏 はい。

○堂下参考人 72 万 5,000 人が、a 引く b という形で減ったということですね。そうすると、この 72 万 5,000 人の内訳というのはどういうふうに分解することができるのでしょうか。

○岸氏 それは全情連さんに聞いたところでは、要はできないということが答えでして、これは人数で考えたときと件数で考えたときというのは、これの割当てが人数に割り当てられない。要は、全情連さん自体が、もともと分析的にデータベースを持っているわけではないので、あくまでもこういう数字を出せと言われれば、そのときの数字を出してくるというだけなので、これを文法をつくることは、実際いろいろ試みたらしいんですけども、できないということだそうです。

件数にしたということについては、これの借入件数の減少とその要因というところで見ると、1 人の人でもいろんな要因を持って、その件数が減少しているという実態があるので、やはり件数ベースで見なければ、実際に見ることが不可能ではないかなということだそうです。しかし、5 件以上借入れの人の借入件数というのが 333 万件減少したということがあります。そうすると、

333万件の減少というのに、この債務者による債務整理130万人と、データベースからの削除140万人を足した270万人というのが、どの程度関与しているかということの問題ということになると思うんです。実際に、347万件減少したうちの333万件が5件以上ですから、そういうことを考えると、この270万件というのは、相当程度5件以上に影響していると考えるのが妥当だということ。

それから、退会をする中小業者というのは、要は、まだ貸付けが残ったまま退会するわけですが、同業他社に債権譲渡もできない債権だということで考えますと、やはり5件以上の借入れのある債権をもって退会している可能性が高いと見ていいのではないかとということ。それから、債権譲渡と言えば、当然サービサーが多いんですが、サービサーに渡る債権というのは、やはり延滞債権になっているというようなものが、要は、不良債権がサービサーに債権譲渡されるという実態から見ても、これもやはり借入件数の大きなものが入っているんだと見ていいのではないかとはいえます。ただ、全情連さんはそこまで断定的な分析はしていません。

○堂下参考人 推計は出来ないでしょうか。

○岸氏 出ないんだそうです。

○堂下参考人 幾つかの前提の下で、加重平均をかけるとか、推計はできると思うのですが。

○岸氏 だから、多分機関としての責任の問題だと思うんです。はっきりしていないのに推測で書けるというか、分析してしまっているのかという責任の問題として、そこまで断定できないということなんだと思います。ただ、こういうこともありますので、全情連としては、新たなデータベースの構築の中では集計的なことがもっとできるように、分析ができるようなデータベースをつくりたいとは言っています。

○堂下参考人 これはわかりました。

それで、あともう一つ。多重債務者の定義についてです。これは先ほど、5件以上は当時230万人いると言われていたのですが、現実には230万人もいなかった、ということですか。そうすると、仮に5件以上を多重債務者と定義するならば、何万人だったんでしょうか。

○岸氏 これは公表されていないんですけども、この残高なしも合わせて230万人がひとり歩きしたときに、全情連の中で実際に残高なしを除いてつくったことがあるんです。そのときに、取材で聞いた数字として覚えているのは、180万程度だったと記憶しています。だから、この2月の176.8万人というのと、それほど変わらない数字だったのではないかなと思います。

○堂下参考人 そうすると、この多重債務者230万人という、明確な定義のない下で算出された数値は自民党の部会でも報告された内容だったわけですね。それに対して、全情連は何か抗議か、抗議ではないですけども、修正の依頼とか、何かそういうことをしたんですか。

○岸氏 実際にやろうと思って動いたんですが、最終的にはしなかったという、どちらかというと政治的な配慮だったんだと思います。

○堂下参考人 なるほど。その結果、この230万人という、明確な定義のない数値が世に定着してしまったということですね。

○岸氏 はい。

○堂下参考人 わかりました。ここに出ている5件以上というのも、休眠口座が含まれている口座数ですか。

○岸氏 これは含まれていないです。こちらは残高がある。ただし、この残高ありというのは、例えば破産免責をしても、貸し手側が債権放棄をしていない場合は、残高ありになります。だから、必ずしも普通に使っている生きた口座という話だけではなくて、そういう債務整理をしたけれども、残高があるとか、そういうものも含まれています。

○堂下参考人 そうすると、金融庁や自民党での議論の場では、多重債務者の定義が全く定まらないまま、色々な数値が出てきていた、そう認識していればいいわけですね。

○岸氏 そうですね。

○堂下参考人 そうすると、多重債務者の定義が明確にされない状況で、「多重債務者」を救済するための法律が制定されたと考えればいいのですね。

○岸氏 私はそう思っています。

○堂下参考人 わかりました。

あと、川島さんと岸さんに質問ですけれども、私も懇談会に参考人として呼ばれたことがありました。委員のプロフィールというのはすべて存じ上げておりませんが、あの懇談会には経済学者の方、もしくは金融を専門にしておられる学者の方、研究者の方というのは、どなたがいらっしゃったのでしょうか。

では、岸さん。

○岸氏 当然、座長の吉野先生に、同じく慶応大学の池尾先生。それから、早稲田大学の川本先生ですね。学者としては、その3名だったかと思います。あとは、日本総研の翁さんもたしか入っていたと思います。

○川島氏 入っていましたね。

○岸氏 あとは、スタンダード&プアーズの根本さんとかね。ただ、学者ではないけれども、経済絡みの人が2、3人いるという感じなんだと思うんです。

○堂下参考人 そういった経済関係がわかる方は、懇談会の場では、金利規制や総量規制の副作用の大きさというものに警鐘を鳴らさなかったのでしょうか。

○岸氏 全く鳴らさなかったとは言い切れないんですが、やはり先ほど川島さんからの説明にもちょっとありましたけれども、懇談会の途中で、かなり議論が変容していったという感じが印象としてあります。だから、一番最初のヒアリングが始まったぐらいのところでは、やはり全般的な議論をして、抜本的な見直しをしようというような動きがあったし、バランスのいい規制をしようというような発言もあったりしました。しかし、2006年、年を明けたときからは、もう多重債務救済一辺倒で、それに反論をするのはオブザーバーの業界側だけなんですけど、オブザーバーの意見はすべて封殺されたというか、そういうような状態の中でやられていました。

○堂下参考人 とは言っても、そもそも多重債務者の定義というのが、まずはっきりしていない。更に、それが何人いるかも定まらない中で議論が進められた、そう考えればいいわけですね。

○岸氏 はい。

○堂下参考人 わかりました。

では、川島さんにも同じような質問をさせていただきます。経済規制強化の副作用を懸念される方というのは、懇談会にはいらっしやらなかったのでしょうか。

○川島氏 多分、やはり全員の方がその都度、参加されていたわけではないので、1回そういう発言をしても、流されてしまう場合も結構ありました。その発言された方が、その次の回に、また参加されているかということ、そうでもなかったりして、継続的にテーマとして取り上げて議論するというような雰囲気ではなかったということだと思えます。やはり主導は事務局の方でとられていましたのでね。

○堂下参考人 あと、岸さんにお伺いしたのですが、岸さんはほぼ懇談会すべて出席されたかと思いますが、その懇談会の中身と実際に出てきた議事録の中身、そこに差異はないのでしょうか。ほとんど同じ内容が議事録として公開されていたのでしょうか。

○岸氏 それはやはり随分きれいに書き直されているなというのがありますし、発言が書かれていないというものもあったかと思えます。

具体的に言いますと、私が一番思ったのは、金利ではなくて総量規制のテーマだったと思えますけれども、総量規制がテーマにされたときに、あれは岩原委員だったと思えますが、EUの話がされて、EUでは、むしろ総量規制というのは消費者団体によって反対された。つまり、消費者が国民としての経済的な自由の権利を守るという意味で反対したというような話をされて、本当に総量規制は消費者保護なのかというような話をされたんですが、それはその懇談会の場では全く無視されたということもあるし、それが議事録には明確に載っていません。

○堂下参考人 議事録にも載っていなかったのですか。

○岸氏 似たようなすごいあいまいなことはちょっと載っていたんですけども、明確ではなかったと思えます。

○福井委員 今後の措置なんですけれども、具体的には、例えば今の貸金業法や利息制限法をどうすべきであるとか、あるいはその他の法体系も含めて、何らかの法改正の対応をこうすべきであるという御提言がございましたら、それぞれからお伺いしたいと重います。

○岸氏 では、先に。

まず、多重債務問題の解決は正しいという考え方についてということなんですけれども、多重債務問題が解決すべき社会的問題という割には、多重債務というのはどういうものであるか。まさに堂下先生がおっしゃったように定義づけもされていません。それから、実際に、では、多重債務が定義づけされたとしても、その要因は何なのかというようなことが分析されているわけではない。昔からなんですけれども、個人破産が増えて大変だとかという割には、個人破産の債務の中身が分析されたことがないというようなことがあって、果たして多重債務問題と本当に社会的問題だということには、それはされていないということが非常に問題だということ。

それから、多重債務問題を、では、解決しなければいけない問題だとするならば、それは本当に法律が用意されていないのかということも私は疑問がありまして、例えば日本の場合は、破産法でそれなりに破産手続をとることができる上に、民事再生とか、それ以外の債務整理手段も多様に用

意されている。これだけサービスよく用意されている国は、なかなかないのではないかとというぐらい用意されているわけです。そうすると、では、これ以上一体何を救済するんですかということ、やはりもともとは貸し手側が破産をされるとか、あるいは債務整理されるということで、自分が貸したものが返ってこないということが起きれば、貸し手はおのずから与信を厳格化することによって、バランスをとっているというのが当たり前の話です。それをむやみに規制すればいいということにはならないとは思っています。

金利の話では、自由金利がいいかどうかという問題は、私はそこまでは判断はつきません。ただ、この本にちょっと書いてあるんですけれども、昭和 58 年の規制法ができたときに、やはりこのときに、大蔵省がもっと銀行に個人向けの融資をさせようということを積極的に動いていて、主だった銀行に、消費者金融をやる意思があるかどうか。それから、やるに当たっての障害は何かというようなアンケート的なヒアリング調査を行ったのがあるんですが、その当時、銀行がどう答えているかということ、金利が低過ぎてできないと答えているんです。金利というのは、利息制限法のことです。だから、利息制限法がこの水準では我々はできないと答えています。だから、仮に、銀行、金融機関と貸金業者が同じ土俵の上でやっていくということであったときにも、やはりこの利息制限法という縛りの中で本当にサービスが提供できるかというのは、もうちょっと、逆に利息制限法をそれこそ上げた方がいいのではないかとというような感覚も持っております。

あと、もう一つ言わせてください。そもそも貸金業規制法ができてから、私はずっと見ていますけれども、やはり行政の怠慢というのが、そういう言い方をしているのかどうかというのはありますが、行政が非常に怠慢をしていて、全く事後的な行政罰をかけるとか、そういうことについては非常にやってこなかったという歴史があるんです。だから、ちゃんと法律でこれをやったら、こうですよというのができていても、それを全然やっていない。それでいて、何か社会問題化すると、では、法を強化しましょうということだけで対応してきた。

○福井委員 例え行政罰というのは、どういう場合のことですか。

○岸氏 非常に単純な話としての、例えば取立て行為の問題とかもそうですし、あるいは契約書の不備とか、そういう貸金業者としての基本的なていをなしていない。例えば看板が上がっていないとか、契約書がまるでできていないとか、金利の計算が間違っていますとか、そういうことが立入検査の結果、発覚したとしても、お目こぼしがかなり続いてきたということがあった。取立て行為でも、マスコミで物すごい取り上げることになれば、それなりの処分はするということがあるけれども、ほとんどされないような状況が長く続いた。ここが結構問題だったのではないかなと思っています。

○福井委員 ありがとうございます。

川島さんはどうですか。

○川島氏 私は、いわゆる貸金業法ということで一くくりにされていますけれども、その中で業を行っている業態というのは非常に多岐にわたっているにもかかわらず、同じ法律でくくろうとしているところに、すごく私は問題を感じます。よく言われるのは事業者金融と消費者金融では全く対象も違うし、金利も違って当然です。貸した先のお金がどう使われて大きくなっていくのか、

減っていくのかということも、事業者と個人では違うでしょうから、その使われ方が違うということで、そういう意味でも分ける必要があると思います。それから、例えば同じ消費者金融業者であっても、規模で、全然商売のやり方とか、対象にしているお客さんが違うんですね。だから、そういったところももう少し業法の中で分けて、私は法律を全く別にしてもいいぐらいの違いがあると感じていますので、そういったところから見直していくべきではないかなと思います。

あと、もう一つ、今、この業界が苦しんでいる1つの過払返還請求というのがあるんですけども、やはりそれに対しては、何らかの止める措置が必要ではないかなと思います。そのめどが立たないことには、この業界の人たちも先の計画が立てられない。不安定なままでは経営ビジョンがたてられないというところがあると思いますので、そこはやはり何らかの措置は必要だと思います。

○福井委員 金利規制と総量規制はどうですか。

○川島氏 私も金利に関しては、そういう意味で、貸す側のカテゴリ別に分けられてもいいのではないかなと思います。

○堂下参考人 金利を利息制限法よりも上に持っていくという前提ですか。

○川島氏 それももしかするとあるのかなと思います。本来、金利の上限を設けるのであれば何らかの根拠があって、その上でこの水準であるべきだとの判断がなされるべきだと思いますので、金利規制に関しては、その部分をきちんと精査した上での検討が必要だと思います。自由金利までにしていいのかどうかということを含めての検討が必要でしょう。上限金利をどこに持っていくかということに関しては、今回、20%というところの根拠が全然示されないまま決まったわけです。その部分を検討する余地があると思います。

あと、総量規制については、それをつくった行政担当者は、多重債務者を出さないために金利を規制するならば、量もセットで規制しないと効果がないという前提で、総量規制も行うのだとおっしゃっています。しかし、本当に果たしてそういう判断でいいのかどうか。

おそらく、総量規制が行われると、今、借りられているのに借りられなくなる人が増えるわけで、そういう人たちはどうしたらいいのかの検討がなされていないわけです。利用している人たちに大変な混乱が生じると思います。そういう意味で、総量規制は問題があると思いますし、実際に、仮に、いざ施行しようと思ったとき、運用上、本当にうまく機能するのかどうかということにも疑問を抱いています。

○福井委員 よろしいですか。どうもありがとうございました。また、今後ともいろいろ御教授いただきますようお願いいたします。

(岸氏、川島氏退室)

(石井氏入室)

○福井委員 それでは、ただいまから有限会社富士信の代表取締役石井恒男様より、お話を伺えればと存じます。冒頭 15 分程度お話をいただきまして、あるいはもっと簡単でも結構でございますので、簡単な問題提起の御趣旨をお伺いいたしまして、その後、いろいろとまたお伺いできればと存じます。よろしく願い申し上げます。

○石井氏 私は、有限会社富士信と、今、貸しビル業者で、不動産賃貸業なんですけれども、これは私が 25 歳のときにつくった会社で、結構な資産を持っている会社なんです。ですから、私は、貸金業は今年の誕生日に思い切って廃業届を出しました。貸金業は株式会社富士信というので、銀行を辞めてから、大学を卒業して信託銀行にいましたから、それから独立しまして、それでやってきたんですけれども、貸金業の方は今年の 2 月 1 日、私の誕生日をもって廃業届を出しました。

今の貸金業協会は私が設立幹事会の幹事長で設立しまして、それで理事だったんですけれども、それも退任いたしまして、一切、この業界からは、ただし個人情報センターの方は最後の整理でやっていますけれども、そういうことで、今、貸金業はもう辞めたんですね。忌まわしい思い出ばかりで、思い出したくない。だから、貸金業関係の資料は一切会社に置いていないんです。

○福井委員 誠に恐縮なんですけど、その忌まわしい辺りの御事情をいろいろお伺いできると、大変勉強になります。

○石井氏 まさかこんな法律がこの日本でできるとは思わなかったんです。これは、最大の問題は 1 つなんです。1 つだけ。価格規制。金利規制。こんなのはどうして、本当にイロハのイで間違いを犯してしまったのか。いまだに信じられないですね。この金利規制は古今東西、前代未聞というか、空前ですね。刑事罰を伴っていて、こういうのができたというのはね。こんな経済学が発展して、科学的な思考が幾らでもできるのに、ましてや我々が何年もかかって、そういうことの問題を指摘しているにもかかわらず、あるいは多くの方々が、やはり価格規制の失敗というのは歴史的に証明されていますから、それをあえてやらないだろうと思ったのがやってしまった。本当に信じられないです。この国はちょっとおかしいと思って、おかしいところを考えると、どうも他でもおかしいので、何となく非常に狭量な見方の狭い人たちが増えてしまったのだと思います。これは、将来、いろんな意味で不幸な目に遭わないと目が覚めないなというような気がしてしまっていて、これからはそれを教訓にして生きていこうかと思って、子どもたちにも言おうかと思って、これは何が起きるかわからないと思っている次第なんです。

とにかく、私もこの貸金業界の問題点というのは、何が問題かということは重々承知してしまっていて、それは唯一つ供給者の質の問題ですね。質の問題。要するに、悲劇は取立てにまつわる悲劇だけなんです。それさえなくせれば、取立てをできなくしてしまえば、相手の生活基盤を壊すとか、相手の人格を脅かすとか、相手の生活を脅かすとか、そういうことさえさせなくすれば、極端な話、返さなくてもいいわけです。借りたものが強いわけです。そうすると、借りた得になってしまっていて、貸した人はばかを見るわけです。

だから、今、ばかな議論がずっと続いていまして、こういうことになったんです。つまり、貸し過ぎだ、過剰貸付だ。それは過剰貸付でも、貸金業者が一番問題なのは、利息を取るのとは勿論のこと、元も子もなくなると言っても、元本は取れないのが、戦後、貸金業者は破産の歴史なんです。貸金業で財産を残した人というのは、最近、上場した方々だけです。

貸金業で財産が残っている者は極めて少ない。それはなぜかということ、元がなくなってしまうんです。元も子もなくなる世界に、つまり、借りた方が得なんで、したたかなんです。借りた人間の方がしたたか。本当にそうです。戦後の金融制度が確立される前に、森脇将光とか、近藤荒樹とか、

すごい日本の高額所得者番付1番になったような方が個人で経営していたのがありましたね。貸金業はそれだけもうかるんですけれども、それをまねしても、結局、最後全うできないんですね。それで、最後は元金をやられてしまう。それだけのめり込むと最後やられてしまうわけです。だから、貸したものが丸得しないような、そういうシステムにすればいいんです。

つまり、借り過ぎたら返せなくなりますから、取れない。それから、声を荒立てて請求したら、すぐ貸金業者の資格を取奪するとか。そうすると、結局しようがないから、貸金業者が相手の債務の状況をきちっと把握しなければいけないし、あるいは相手の性格がルーズだとか、そういうことを把握するために情報センターをつくらなければいけないでしょう。

だから、今回、私たちが積極的に、懇談会の場でも先生方にも提案したのは2つ。要するに、貸金業者が行儀悪いことを絶対できないようにしなさい。行為規制を厳しくする。だから、それを徹底させるために、自主規制機関として貸金業協会を強烈なものにしてください。これが1つ。これは今はなっていますね。

それから、個人信用情報センターが、私どもつくったものが全国に33。ほかに3つありますけれども、それを統合して、きちっとしたものにしてください。だから、情報を共有してください。それと、この情報センターに加入しなければ、貸金業はできないようにしてください。これはちゃんと私どものアイデアを取り入れて、やってくれたわけです。ところが、金利規制だけはやってはいけませんよ。金利規制をやると、貸す方はいなくなってしまうから、やっていけませんと、こう申し上げたわけです。

なぜ、やってはいけませんと言うと、今度やろうと、やった事は、利限法に下げてしまったわけでしょう、出資法上は。現に、消費者金融だけで1,500万とか、2,000万人という人たちが20%以上で借りているわけです。これも自然発生的に生まれた市場ですね。これは私、懇談会とか自民党の先生方にも言ったんですけれども、おかしいではないですか。皆さんがこうやって十何人も何十人も顔を合わせて、席に向かってただ金利が高いと騒いで、なおかつ、大新聞が各紙そろって金利が高いと大騒ぎしていて、高ければ、そんなもの2,000万人も借りる人はいないでしょう。もう何が高い、高いと言うんだったら、使わなくなりますから、だから、高いというのはあなたたちの頭がおかしいので、大衆はそれを認めているわけです。どんどんインプットされて、頭がおかしくなっているわけです。本当にそういうことなんです。

つまり、勝手にだれかが高いと考えて言っている。ところが、一般大衆は高いと思っていないから、2,000万人も使っているわけですね。それをいきなり、今、日常、全国津々浦々で取引されているものを瞬間に刑事の世界にしてしまう。貸している方を罪人にしてしまうなどと、こんなばかな話はない。要するに、刑事罰に値するというのは、どこから見ても普遍的な犯罪性がなければいけませんね。悪い。非常にあこぎだ。あいつは悪らつでどうしようもない者だという、そういう行為があれば、それは刑事罰に値しますけれども、貸してくださいとみんな斜めになって走ってきて借りているのを、それは貸し倒れになる人が年間3%などいます。だけれども、97%はスムーズに借りて返していて、それをいきなり、何か貸している方を罰するというのは考えられないですね。

それで私は申し上げた。私、最後だから、参議院と衆議院の予算委員会と財務金融委員会があり

ましたね。あそこいきなり呼ばれて、しゃべってくれと言うからしゃべりましたけれども、もうこの法律が決まったら、施行が2年後とか何かと皆さんおっしゃっていますけれども、決まった途端に、このマーケットは瞬間蒸発してなくなります。こう申し上げた。だから、それは去年の1月ごろから、瞬間蒸発しました。実際は、瞬間蒸発しているんです。いろいろ資料、私の前に岸さんとかが出していると思いますけれども、業者の数の減り方が激しいとか、1年間で3分の1になったとか、そんなものではない。もう90%は蒸発しています。

つまり、東京じゅう探しても消費者金融で貸している人はいないです。私は、本当にこの業界の顔役だから、全部みんな知っていますけれども、東京で消費者金融をやっている会社はオーナー会社ベースでいません。それは、自己資金が、10億、20億、極端な話100億ぐらいあったとしてもできません。やっている人はばかなんです。財産をつぶすだけだから。ここが、今、現状認識が皆さん甘いんです。貸していない。だれも貸していない。

○福井委員 皆さん、今度はどういう業態の方に。

○石井氏 業態はもうやめている。一番賢明だったのは売ってしまった人。買った人はばばつかんだわけですね。

○福井委員 債権譲渡なんですか。

○石井氏 債権譲渡。3年前ぐらいまでは満額で売れたんです。そのころに売った人は、幸福行きの電車の最後のドアを閉める直前に乗った。本当です。

例えば私が知っている人でも、10億、20億ぐらいで売った人がいます。今、20億の貸金があったとしましょう。売れたとして2億ですね。だから、20億の財産があったとして、20億の財産があるとすると、結局、商売をやってきて、40億を稼いで20億ためたわけなんです。20億税金を払っているわけです。それが、せいぜい2億。一番悲劇なのは、20億貸しているうちの10億が借金だとするではないですか。2億でしか売れないから、8億の借金が残ってしまって、破産なんです。その人は10億税金を払ってきたにもかかわらず、借金が8億しか残らない。これが今、現実の姿なんです。すさまじいです。だから、そういうことを、世間は現実感がないからわからない。現実の経済とちょっと乖離してしまっているんですね。

○福井委員 石井さんのところでは、かなり早めに決断されて、もうこれは無理だという、相当早い撤退の決断ですか。

○石井氏 私はこの法律がきちっと決まって、うまくいけば、もう一回。私、自分で言うとおかしいけれども、結構資産家でビルも持っていますから、それを使って、もう一回、貸金業に復帰しようと思ったんだけど、危ないと思ったから、やはり早めに債権を売ってしまった。5年、6年ぐらい前になります。そのちょっと前に売った人は結構多いです。私の知人など。

○福井委員 法改正の動きをある程度察知されてですか。

○石井氏 そうだと思うんですけどもね。

○福井委員 石井さんもそうですか。やはり法改正の議論の展望に非常に不安を感じられたということですか。

○石井氏 そうですね。私は小さくやっていたから、全然大したことないけれどもね。

○福井委員 借り手の方はどうなったんだと思われますか。結局、今、貸し手の皆さんがかなり退場されたわけですね。では、今まで借りておられた方はどういうことになっているのでしょうか。

○石井氏 そちらにいきますけれども、ついでに言わせていただくと、私たちの会社とかを外資が買ったわけです。外資が、今、ごみためのようになってしまった。だから、1兆円を持っていても、多分1,000億ぐらいの価値しかないから、9,000億損をしているという状態。だから、それぐらい難しい話なんです。

借り手の人は、私はよくわからない。調べていないからわからないですけれども、聞くところによると、月3分とか、4分、5分ぐらいで貸してくれる業者が、業者というか、ヤミ金融の存在が結構ある。トラブルが起きないから、みんなありがたがってしまって、それで済んでいる。こういう話。多分、沖縄などはもっと激しいのではないですか。ここはすごいです。これはそんなものではないです。ヤミ業者がほとんどやっていると思います。

○福井委員 東京でも、まだヤミ業者がかなり残存しているわけでしょうか。

○石井氏 だから、そういう形で、悪らつな者がいるかどうかわからないですけれども、そういう優しいのがいるという話です。不動産担保でも月2分とか3分で貸してくれるのがいるという話があります。それはちょっと今、私はわかりません。とにかく、正規の貸金業者はいなくなっていました。

○福井委員 今、大手さんぐらいになりつつあるという、そういう状況でございますか。

○石井氏 私は参議院のときにも言いましたけれども、公明党の山口なつお議員さんが私に質問しました。これからどういうふうにならぬか貸金業者はなりますかと言うから、なりますかなどというものではない。もう全部なくなってしまって、銀行系か銀行しかなくなりますよ。間違いなくなくなります。そのとおりです。だから、上場大手でも銀行系以外はちょっと難しいかなと。

○福井委員 銀行系はどういうビジネスモデルに転換して、存続維持をしておられるのでしょうか。

○石井氏 今、金利を安くして、それで保証をやったりなどしているわけでしょう。私だったら、株を買わないです。あんな屁みたいな商売しててね。だけれども、本当、銀行は金融は難しいです。銀行は難しいと思います。今、こう見えても、また、激しい不動産業界の淘汰とか起きているのではないですか。あれも金融なんでしょう。だから、それ以上、消費者金融は難しい。だから、この旺盛な資金需要に応えるというのは、戦後の歴史を考えても自然にヤミ金になるのではないですか。金融は膨大な需要があるんです。やはり本当に必要なんです。だから、大もうけできるんです。

○福井委員 決まった法律の中に、個人の場合、総量規制を年収のどれだけとやると、多重債務にならずに済むという内容があるんですが、そこはどう思われますか。

○石井氏 どうしてああいう結論が、偉い先生方とかお役人さんがいっぱいいて、ああいうばかなことをしてしまったのか。

要するに、年収が幾らなど、これは人それぞれ違うんです。捕捉されない年収もあるわけでしょう。まだ、日本は自由な国だから、いろいろあるではないですか。個別なあれがね。何よりも、とにかくお節介なんです。こちらの自由に、借りる方もそこまで自由にさせてもらいたいわけです。

○福井委員 規制を主張される方々からよくお聞きするのは、年収と同じぐらいなどという金額を借りた人は返せるわけがない。借りた瞬間で首が回らなくなることが運命づけられるわけで、貸さないのが親切だから、規制してやるんだ、というような議論をされるんですが、そこはどう思いますか。

○石井氏 首が回らなくなるんだから、返せなくなるわけでしょう。返せなくなるなら、返さなくていいわけです。返せなくていいようにすればいいので、取れなくしてしまえばいいわけです。取れなくしてしまえばね。つまり、きつい取立てをしたら、業者として資格を剥奪されるとか、そうしたら危なくて貸せないでしょう。だから、貸さなくなるんです。

○福井委員 貸させないようにする総量規制よりは、逆に言えば、そういう行為規制なりをきちんとやれば足りるということですか。

○石井氏 行為規制をすればいい。要するに、商人として元をなくすような行為はしないですね。元も子もなくなるんだからね。だから、そこでセーブがかかるわけです。そういうふうにしてしまえばいいわけです。あとは、借りるのは自由だから、そういう返さない人に貸したのがばかなんです。

○福井委員 逆に言えば、年収の割合がどれだけというようなことで、返済能力が完全に相関をもって決まるというわけではないという実感でございますか。

○石井氏 それはそうです。例えば女性だったら、ボーイフレンドから金をもらうかもしれない。それから、お金持ちの子どもだったら、親からもらうかもしれないではないですか。

○福井委員 名目所得だけではないわけですね。

○石井氏 そうです。やはりさまざまな、そういう多様性を全然認めない。だから、子どもの議論なんです。話にならない。年収よりもいっぱい借りても、それはそこでお金を得ることによって、いろんなチャンスをつかむかもしれないではないですか。だから、本当に私はそう思っているんです。

○福井委員 あと、実際に事業をされていたところに、個人向け、事業者向けは、どちらが主力でしたか。

○石井氏 私は個人向けと、事業者向けもやりました。両方やりました。

○福井委員 例えば個人向けの名目だけれども、実際には、事業運転資金に充てているというような実態もございましたか。

○石井氏 ありました。個人向けの担保をいっぱい持っていてね。

○福井委員 最近、ときどき聞きますが、非常に中小零細の事業の破綻が多いのというのと、この貸金業の一連の規制が関係しているのではないかという指摘もございしますが、そこはどうお考えでいらっしゃいますか。

○石井氏 そう思います。だって、あれでしょう。商売人が商売をしていれば、1,000万単位で金が必要だというときがありますね。今度の法律だと、1,000万だと15%だから、月12万5,000円ですか。12万5,000円で、それは100万のケースでもいいんですけども、1ヶ月1万2,500円ですか。これでだめですね。これで貸せなくなるわけです。2月で2万5,000円ですか。2月100万借

りたいんだけどもと、そんなものは幾らでもいるでしょう。それでだめなんですからね。2月100万借りて、では、5万円払うよと言っても、それは1月5万円でも払うと言います。そういう事情はいっぱいあると思うんです。これは普通の需要なんです。あこぎではないです。それは100万借りて、俗に言うトイチで10日で1割だから、月に30万ですか。これはいけませんね。あるいは月10万というのはいけませんけれども、月5万ぐらいまではいいと思うんだけど、5万も勿論、今はだめです。

前の出資法だったら、1月で約2万5,000円ですか。もうちょっと下だけどもね。そのぐらいは普通なんです。それを閉ざしてしまったでしょう。だから、当然ですね。大きなお世話なんですけれども、それを勝手にやってしまったから、皆さん怒っているのではないですか。だから、どこかでそれを補っていると思います。

山本大臣が、あの人は金融担当大臣ですか。前、ばかなことを言っていましたね。そういうときは親戚や友達から借りなさいと。私は、この大臣はばかではないかと思いましたね。だって、親戚から借りられないから、あるいは友達から借りたくないから金融業者に来るんだから、親戚から借りたら、もうそこで序列ができてしまう。顔向けができなくなってしまう。それだけでなく、返せなくなったら縁切りでしょう。それと、友達に金借りるなどという者は最悪の者でろくな者いないから、それも友情を壊してしまう。返さなくなったら、もっとだめではないですか。

それと、友達、親戚から金を借りたら、返せなくなった時の救済の措置がないんです。破産しても救済されないでしょう。破産でチャラにならないです。これは一生返さなくてはいけません。身分関係は法的に救済できないです。だから、貸金業者が必要なんです。それを全くわかっていない。
○福井委員 それで、事業なさっていたところに、例えば29.2のころであるとする、借りられる方に合わせて金利の調節みたいなものはかなりなさっておられたんですか。

○石井氏 していました。15%ぐらいでもありましたしね。

○福井委員 大まかな基準としては、高い方、29.2にぎりぎりに張り付く方と、15とか安い方とはどこが違っているのでしょうか。

○石井氏 まず、金額がありますね。金額はやはり細かいから手間がかかるからね。

○福井委員 小口ほど高くなるんですね。

○石井氏 高くなる。あとは安全性の問題があります。要するに、絶対返してもらえる。

○福井委員 その辺りは、特にどういところが判断基準になるんですか。

○石井氏 それは担保とか、資産を見るとかね。あるいは勤め先とか、情報センターの情報を見るとか、そういうことです。

○福井委員 かなり分布としては、きれいに並んでいましたですか。やはりリスクの高そうな方は29.2に近づいて、下がるにつれて、だんだん低くなるということですか。

○石井氏 リスクが高いから、小口しか貸さないということですか。勿論、手間もかかる。これもあります。

○福井委員 リスクが高いと、余り大口でということはまずいわけですね。

逆に言えば、一種の金利によるリスクの調節機能と言いますか、保険料のような機能を果たして

いるようにも見受けられるんですが、そこの18なり20よりも上がなくなってしまったというのが、今の法改正の顛末ですね。ということは、素直に考えると、リスクについて、今までで言うと、20%を超えるような保険料を要求しないと釣り合わなかった方々には貸せなくなった。そこを貸せなくなったから、採算に乗らないで撤退されるところが増えた。借りられなくなった方は、代わりにヤミ金融で借りる方が増えた。こうごらんになっておられるわけですね。

○石井氏　そうです。今、どれだけお金を持っていても、今の金利ではできません。どんな資産家でもできません。

○福井委員　そうすると、銀行系の大手の消費者金融業者とかは、かなりささやかなビジネスとして維持されておられると見ておられますか。

○石井氏　そう思います。本当は撤退したいんでしょうけれどもね。いや、わからないです。要するに、こんなビジネスは、撤退したら倒産ですものね。

○福井委員　かなり審査基準を厳しくして、何とか細々と成り立つ市場になったということでございますか。

○石井氏　そうですね。だから、相当まだ縮小していくのではないのでしょうか。また、総量規制がかかりますから、空白になったマーケットをだれが補うかということですね。まして、これからインフレになるでしょう。これはインフレ必至ですね。そうすると、大手でさえお金を貸せなくなります。つまり、赤字になってしまう。調達金利が上がっていきますからね。インフレは忍び寄っていますから、そうすると、年5割でも良心的な金貸しになります。ということは、そういう資金需要がどこに向かうか。どうしても、年5割を出しても貸してくれというのが全国で出てきて、そうすると、そういうマーケットが私は増えていくのではないかと思う。私が生まれ変わって、うんと若ければ、そこであえて確信犯でやってしまうかもしれない。だって、悪いことをしているわけではないんです。いいことをしているわけなんです。役に立って、感謝されてね。

○福井委員　当人たちに何の別に不満もないわけですね。

○石井氏　捕まえると言ったら、捕まえるのだけはやめてくれと、借り手の人が言いますよ。本当に、私たちは困るんだ。多分、そういう事態になって、この国は初めて目が覚めるような気がする。それで、それを表の世界にもう一回持ってくる。やはり価格規制はおかしい。行為規制と、いわゆる情報センター、それでやろう。

返せない者は病気なんだから、病人として扱わなければだめなんです。多重債務者という病気なんだから、あれを聖人君子みたいにまともなビヘイビアをして、人格者がああなっているのではないんだ。病気なんだから、病人を救う手立ては幾らでもある。それは、普通の人が貸金業者に引っかけたって、不幸な目に遭っているというのではないんです。それで、貸金業者が悪いと言っているでしょう。これがばかなんです。そうではないんです。多重債務者という病人なんだから、それは救ってあげるんです。返さなくていい。あるいは業者が救うように金を出させる。その病人をなくするために、健全な人まで今回はなくしてしまったわけです。これは本当に悲劇です。一番悲劇は、私ども貸金業者。これは、私は察知したから、早めに手を打ちましたけれどもね。

○堂下参考人　石井さんは、金融庁の懇談会の途中から、全金連の新しい会長になったということ

で、金融庁の懇談会のオブザーバーに参加されましたが、どうして貸金業者、マーケットの当事者である貸金業者の公益団体の長であるにもかかわらず、オブザーバーという扱いになったのでしょうか。

○石井氏 わかりません。私は委員でなければおかしいですね。それから、あそこに呼ばれていた大手の社長、アコム社長なども委員でなければおかしいですね。それは、それを座長が1回おかしいと言ったんです。6月ごろかな、7月ごろかな。1回目の答申か何かが出ましたね。そして、そのときの答申は、まだ、この金利に関しては、利息制限法の制限金利に向けて出資法金利を下げるのが望ましいと書いてあるんです。ここに下げるのではなく、向けてです。

○福井委員 向けてだから、途中もあるわけですね。

○堂下参考人 その一方で、新しく懇談会の委員になられた方はいましたか。

○石井氏 オブザーバーが増えたのは知っていますけれども、委員でしたか。

○堂下参考人 宇都宮弁護士は委員か、オブザーバーになられたのではなかったですか。

○石井氏 宇都宮弁護士は委員ではなかった。オブザーバーが増えて、オブザーバーがどんどん増えてきたんです。宇都宮弁護士、それから本多さんという、全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会とかというのがどんどん増えてきて、委員ではなかったと思います。

それで、やたらに発言しまして、私らがちょっと発言すると、いい加減に下さいとかあって、後藤田政務官が貸金業者は下品だとか、品がないとか何かして、そのころは何となく私らの発言が邪魔だったんだと思います。発言させないようにしようと。ほかの委員の方から、それは小倉会長がしゃべったので、あなた何遍もしゃべらないでという、委員の方から制せられたこともある。だから、発言の機会はその懇談会では、どんどん少なくなっていきました。結構いい提案をしたんですがね。先ほどの情報機関の問題とか、自主規制機関の問題とか、そういうのも、それから、ヤミ金がひどいという話とかしたんだけど、発言の機会はなかなか与えられなかったような気がします。雰囲気はどんどんおかしくなってきた。

それから、生命保険付きのローンについて、命が担保と言い始めたでしょう。命が担保というような下品な話はないです。命を担保にしたら、即刑務所行きでしょう。それを命が担保と盛んに言い始めて、毎日新聞の記者とか、うちにまで電話がかかってきて、命が担保はひどいではないですかと言うから、お前、よく考えろ。ばかでないかと切ったら、また、翌日も電話して、ひどいですね、命が担保と、多分私がひどいと言うのをテープにとりたかったんでしょうね。だけれども、あれを言い始めたら最悪です。みのもんたなどが命が担保がどうのこうのを騒ぎ始めたでしょう。だから、もう集団ヒステリーの中で、集団ヒステリーを起こして、これは決めたんです。

○福井委員 お疲れ様でした。

○石井氏 どういたしまして。とりとめのない話になってしまって、済みません。

○福井委員 大変有益なお話を伺いました。ありがとうございます。また、いろいろ御教授いただければと思います。

(石井氏退室)

以上